

群馬県業務継続計画 (改定版)

令和 7 年 3 月改定
平成 2 4 年 3 月策定
群 馬 県

目次

第1章 総 則	1
1 趣旨	1
2 用語の定義	2
3 地域防災計画との関係	3
4 業務継続の基本方針	4
5 本計画と他の個別業務継続計画等との関係	4
6 対象となる機関	4
第2章 想定災害	5
1 想定する危機事案等	5
2 想定される被害	6
第3章 非常時優先業務の選定	12
1 非常時優先業務の選定基準	12
2 非常時優先業務以外の通常業務	12
3 影響度の判断の視点	12
4 非常時優先業務実施（再開）の目標時間の考え方	13
第4章 業務執行体制の確保	14
1 参集可能人員についての考え方	14
2 意思決定機能の明確化	15
【参考1】職員の非常参集体制	15
【参考2】緊急登庁員	16
第5章 業務執行環境の整備	17
1 庁舎	17
2 電力	17
3 通信	20
4 情報システム	21
5 執務環境等	22
6 ガス	24
7 駐車場	26
8 事務用品等	26
第6章 計画の推進	27
1 計画の周知徹底	27
2 計画の継続的改善	27
3 業務マニュアル等の作成	27
【資料1】 職員の参集想定	28
【資料2】 各部局の継続業務等分類表	29
【資料3】 災害応急対策の実施のタイムスケジュール	30

第1章 総 則

1 趣旨

県は、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災業務を実施するとともに、区域内の市町村等が実施する防災業務を支援し、その総合調整を行う責務を有する。

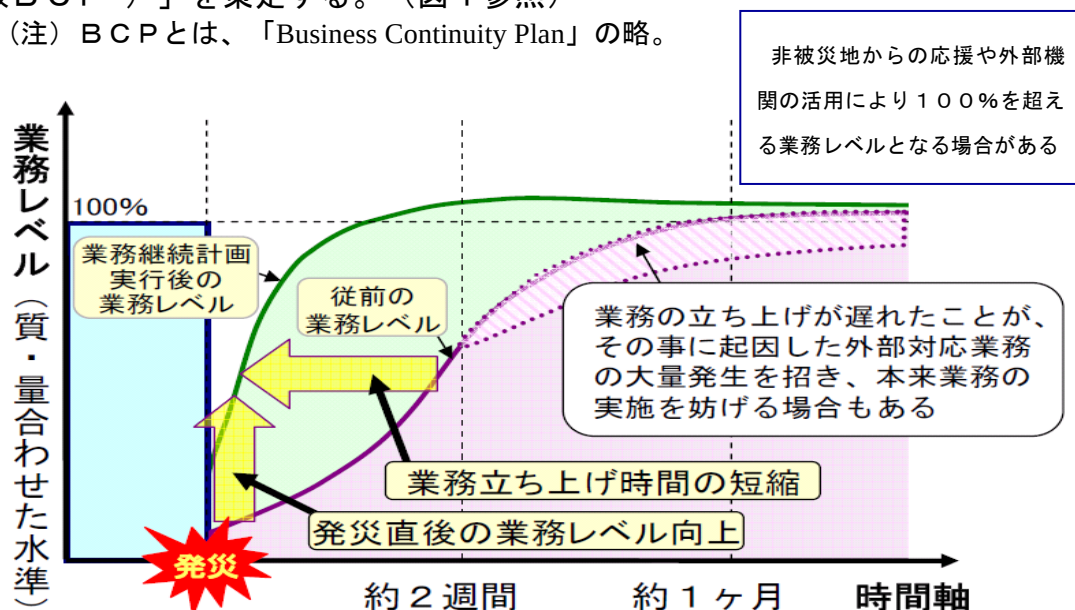
しかし、大規模な地震や風水害などの自然災害や武力攻撃、テロなど県民生活に重大な被害をもたらす危機事案（以下「危機事案等」という。）が発生した場合、県自体も被災し、業務実施に必要不可欠となるヒト、モノ、情報やライフライン等の人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難となるおそれがある。

このような状況においても、県の機能を維持し、「群馬県危機管理大綱」や「群馬県地域防災計画」、「国民の保護に関する群馬県計画」などの計画や、各部局のマニュアルなどに基づき、応急対策業務等を迅速かつ的確に実施する必要がある。

また一方で、県民生活に密着する行政サービスの提供や県の基幹業務などの継続の必要性の高い通常業務は、危機事案等発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、県として最優先されるべき災害応急対策業務や継続の優先度が高い通常業務などを非常時優先業務として選定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分等の措置を事前に講じておくことにより、危機事案等発生時においても適正な業務執行が図れるよう「群馬県業務継続計画（本庁版BCP^注）」を策定する。（図1参照）

（注）BCPとは、「Business Continuity Plan」の略。



（図1）業務継続計画の実践に伴う効果の模式図

2 用語の定義

(1) 応急業務

「群馬県地域防災計画」に規定されている「災害応急対策業務」及び「被災状況に応じて早期実施の優先度が高い業務」

危機事案等発生直後から対応が求められる業務、復旧・復興業務
例) 救援・救助、情報収集・発信、施設応急対策、
物資の緊急確保・輸送など

(2) 継続の優先度が高い通常業務

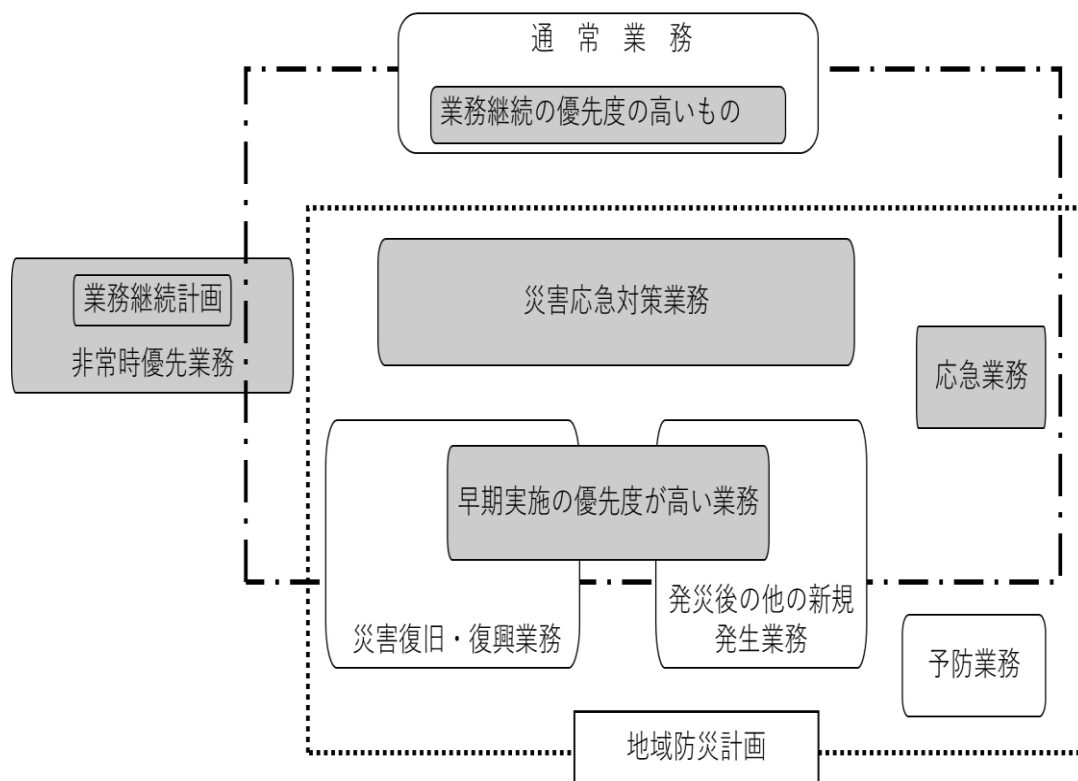
通常行っている業務の中で危機事案等発生後、速やかな開始が求められる県民の安全確保に直結する業務、また、中断により、県民生活や県経済への重大な支障などを伴う業務

例) 保健・福祉、許認可事務、家畜防疫など

(3) 非常時優先業務

「応急業務」及び「継続の優先度が高い通常業務」。危機事案等発生時に県として継続すべき業務の全体。(図2参照)

(図2) 業務継続計画と地域防災計画の対象業務



3 地域防災計画との関係

地域防災計画は、県や市町村、防災関係機関が連携して実施すべき災害に対する予防、応急、復旧、復興業務を総合的に示す計画であるのに対し、業務継続計画は、県が危機事案等発生時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務として、あらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である。（下表参照）

【群馬県地域防災計画と群馬県業務継続計画の比較】

	群馬県地域防災計画	群馬県業務継続計画
主 体	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関	県
目 的	県内における災害の予防、応急、復旧、復興対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定める。	危機事案等発生時に備え、県民の生命、身体及び財産を保護するため、人員やライフラインなどが制約された状況下で、非常時優先業務を特定するとともに、業務継続のための業務資源の確保、配分等について必要事項を定め、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る。
対象業務	予防業務 災害応急対策業務 復旧・復興業務	継続の優先度の高い通常業務 災害応急対策業務 優先度の高い復旧・復興業務 発災後新たに発生する優先度の高い業務
内 容	県、市町村、各防災機関が行うべき業務を示す。	県で行う復旧を実現するうえでの制約要因を人員、施設、情報等の視点から明らかにした上で対策を示す。

4 業務継続の基本方針

県は、危機事案等発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

- (1) 県は、県民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害対応を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、次により行う。
 - ①各所属内で調整を行う。
 - ②各所属で対応できないと判断される場合は、当該部局内で調整を行う。
 - ③各部局で対応できないと判断される場合は、災害対策本部等で全庁的に調整を図る。なお、代替職員の確保に当たっては、特別な資格や知識等を必要とする専門性の高い業務に留意し、あらかじめ経験者リストの作成や臨時措置としてOB職員等外部の人員の活用なども検討しておく。
- (3) 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

5 本計画と他の個別業務継続計画等との関係

本計画は、群馬県地域防災計画に基づく応急業務や継続の優先度が高い通常業務を迅速、的確に実施するための計画である。

他の個別危機事案に対する業務継続計画、マニュアル等が定められている場合は、それに基づき対処する。

よって、新型インフルエンザ等については、群馬県業務継続マニュアル（新型インフルエンザ等対応版）による。

また、本計画に定めるほか、ICT部門については、群馬県ICT部門業務継続計画（ICT-BCP）、企業局業務については、別途企業局が定める企業局事業継続計画（BCP）による。

6 対象となる機関

本計画の対象となる機関は、県庁各部、会計局、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員会事務局、労働委員会事務局、教育委員会事務局（以下「各部局等」という。）の県庁各所属と災害対策本部地方部を編成する各所属のほか、危機事案発生時において、継続の優先度が高い通常業務が想定されるその他の地域機関とする。

第2章 想定災害

総則における記述のとおり大規模な地震や風水害などの自然災害や武力 攻撃、テロなど県民生活に重大な被害をもたらす危機事案等は、様々なものが想定されるところであるが、本計画においては、想定される被害の深刻性及び広域性や発生予測の困難性などを勘案し、以下の事案を想定することとする。

なお、その他の事案においても、本計画を準用し、対応することとする。

1 想定する危機事案等

本計画で想定する危機事案等は、平成24年6月にまとめた群馬県地震被害想定調査結果による「関東平野北西縁断層帯主部」、「太田断層」、「片品川左岸断層」を想定起震断層として、それぞれが一体として活動した場合に発生する地震を想定するものとする。

想定断層帯	規模 (M)	想定地震の概要	震源断層の 長さ(km)	震源断層の 幅(km)	震源断層の 深さ(km)
関東平野北 西縁断層帯 主部	8.1	関東平野北西縁断層帯 主部を起震断層とする 地震	82	20	5
太田断層	7.1	太田断層を北西に延長 (24km)した起震断層に よる地震	24	18	2
片品川左岸 断層	7.0	片品川左岸断層を南北 に延長(20km)した起震 断層による地震	20	18	2

(注) 太田断層、片品川左岸断層については、活断層の不確実さを考慮し、長さを延長した断層を想定起震断層とした。

2 想定される被害

3つの想定地震における季節・時刻別の被害予測については、前述の被害想定調査結果から次のような想定となる。

群馬県地震被害想定調査結果一覧表 冬の5時（1）

冬の5時（風速9m/秒）		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震
地震の規模及び タイプ等	規模	マグニチュード8.1	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0
	タイプ	活断層（地震調査研究推進本部（2005）による）	活断層（熊原・近藤（2009）による）	活断層（新編日本の活断層（1991）及び活断層デジタルマップ（2002）による）
	震度分布	県南西部を中心に震度6強の範囲が大きく広がり、震度7の地点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がっている。	県南東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在する。	県北東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在している。
建物被害	全壊棟数	59,044 棟	21,897 棟	341 棟
	半壊棟数	133,317 棟	53,151 棟	1,374 棟
	合計	192,361 棟	75,048 棟	1,715 棟
	焼失棟数	1,412 棟	380 棟	0 棟
交通施設	道路の到達圏	県庁から車での到達時間（地震前） 0.5 時間 （高崎市役所まで）	1.0 時間 （太田市役所まで）	1.5 時間 （片品村役場まで）
		県庁から車での到達時間（地震後1か月間） 1.0 時間 （高崎市役所まで）	1.5 時間 （太田市役所まで）	3.0 時間 （片品村役場まで）
	鉄道橋脚	損壊（運行不能） 6 箇所	3 箇所	0 箇所
ライフライン	上水道	断水世帯数 482,024 世帯	217,423 世帯	1,520 世帯
	下水道	被災人口 37,143 人	15,773 人	694 人
	都市ガス	供給停止戸数 51,840 戸	29,657 戸	0 戸
	LPガス	被害件数 4,690 件	2,343 件	29 件
	電力	停電率 11.1 %	4.5 %	0.022 %
	通信	不通回線数 7,365 回線	2,887 回線	15 回線
死者数	揺れ（全壊・半壊）	2,887 人	1,098 人	4 人
	（うち屋内収容物の転倒等）	(80) 人	(35) 人	— 人
	ブロック塀等の転倒	2 人	1 人	0 人
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人
	土砂災害	236 人	32 人	19 人
	火災	8 人	3 人	0 人
	小計	3,133 人	1,133 人	23 人
負傷者数	揺れ（全壊・半壊）	17,313 人	7,781 人	60 人
	（うち屋内収容物の転倒等）	(1,422) 人	(717) 人	(13) 人
	ブロック塀等の転倒	49 人	31 人	1 人
	屋外落下物	— 人	0 人	0 人
	土砂災害	296 人	40 人	24 人
	火災	85 人	23 人	0 人
	小計	17,743 人	7,874 人	85 人
死傷者数合計		20,876 人	9,008 人	108 人

群馬県地震被害想定調査結果一覧表 冬の5時（2）

条件	冬の5時（風速9m/秒）		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震
直接経済被害	建物	住宅	16,420 億円	6,605 億円	169 億円
		家財	8,025 億円	3,383 億円	41 億円
		償却資産	1,547 億円	646 億円	8 億円
		在庫資産	995 億円	415 億円	5 億円
		小計	26,987 億円	11,049 億円	223 億円
	ライフライン	上水道	124 億円	53 億円	1 億円
		下水道	1,229 億円	516 億円	30 億円
		都市ガス	114 億円	65 億円	0 億円
		LPガス	10 億円	5 億円	— 億円
		電力	133 億円	54 億円	— 億円
		小計	1,610 億円	694 億円	31 億円
	交通施設	道路	289 億円	31 億円	6 億円
		鉄道	265 億円	63 億円	0 億円
		小計	554 億円	94 億円	6 億円
	経済被害合計		29,151 億円	11,838 億円	260 億円
その他	震災廃棄物	重量（木造＋非木造）	869.9 万トン	362.7 万トン	8.4 万トン

※1 数値は、小数点以下で四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※2 「—」は、0.5未満の数値を表しています。

※3 季節・時刻によって影響を受けない被害については、冬の18時における数値を用いています。

群馬県地震被害想定調査結果一覧表 夏の12時(1)

条件	夏の12時（風速7m/秒）		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震	
想定地震	地震の規模及び タイプ等		規模	マグニチュード8.1	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0
			タイプ	活断層（地震調査研究推進本部（2005）による）	活断層（熊原・近藤（2009）による）	活断層（新編日本の活断層（1991）及び活断層デジタルマップ（2002）による）
			震度分布	県南西部を中心に震度6強の範囲が大きく広がり、震度7の地点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がっている。	県南東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在する。	県北東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在している。
物的被害	建物被害		全壊棟数	59,044 棟	21,897 棟	341 棟
			半壊棟数	133,317 棟	53,151 棟	1,374 棟
			合計	192,361 棟	75,048 棟	1,715 棟
			焼失棟数	1,480 棟	1,109 棟	0 棟
	交通施設	道路の到達圏	県庁から車での到達時間 （地震前）	0.5 時間 （高崎市役所まで）	1.0 時間 （太田市役所まで）	1.5 時間 （片品村役場まで）
			県庁から車での到達時間 （地震後1か月間）	1.0 時間 （高崎市役所まで）	1.5 時間 （太田市役所まで）	3.0 時間 （片品村役場まで）
		鉄道橋脚	損壊（運行不能）	6 箇所	3 箇所	0 箇所
	ライフライン	上水道	断水世帯数	482,024 世帯	217,423 世帯	1,520 世帯
		下水道	被災人口	37,143 人	15,773 人	694 人
		都市ガス	供給停止戸数	51,840 戸	29,657 戸	0 戸
		LPガス	被害件数	4,690 件	2,343 件	29 件
		電力	停電率	11.1 %	4.6 %	0.022 %
		通信	不通回線数	7,370 回線	3,249 回線	15 回線
人的被害	死者数		揺れ（全壊・半壊）	2,197 人	999 人	2 人
			（うち屋内収容物の転倒等）	(66) 人	(31) 人	— 人
			ブロック塀等の転倒	8 人	5 人	— 人
			屋外落下物	0 人	0 人	0 人
			土砂災害	86 人	12 人	7 人
			火災	6 人	4 人	0 人
			小計	2,297 人	1,020 人	9 人
	負傷者数		揺れ（全壊・半壊）	13,616 人	6,222 人	39 人
			（うち屋内収容物の転倒等）	(1,199) 人	(629) 人	(11) 人
			ブロック塀等の転倒	291 人	176 人	8 人
			屋外落下物	— 人	— 人	0 人
			土砂災害	108 人	15 人	9 人
			火災	59 人	43 人	0 人
			小計	14,074 人	6,454 人	56 人
	死傷者数合計		16,372 人	7,474 人	65 人	

群馬県地震被害想定調査結果一覧表 夏の12時（2）

条件	夏の12時（風速7m/秒）		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震
直接 経済 被害	建物	住宅	16,431 億円	6,720 億円	169 億円
		家財	8,031 億円	3,450 億円	41 億円
		償却資産	1,548 億円	656 億円	8 億円
		在庫資産	995 億円	421 億円	5 億円
		小計	27,005 億円	11,247 億円	223 億円
	ライフライン	上水道	124 億円	53 億円	1 億円
		下水道	1,229 億円	516 億円	30 億円
		都市ガス	114 億円	65 億円	0 億円
		LPガス	10 億円	5 億円	— 億円
		電力	133 億円	55 億円	— 億円
		小計	1,610 億円	695 億円	31 億円
	交通施設	道路	289 億円	31 億円	6 億円
		鉄道	265 億円	63 億円	0 億円
		小計	554 億円	94 億円	6 億円
	経済被害合計		29,169 億円	12,036 億円	260 億円
その他	震災廃棄物	重量（木造＋非木造）	870.1 万トン	363.4 万トン	8.4 万トン

※1 数値は、小数点以下で四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※2 「—」は、0.5未満の数値を表しています。

※3 季節・時刻によって影響を受けない被害については、冬の18時における数値を用いています。

群馬県地震被害想定調査結果一覧表 冬の18時(1)

条件	冬の18時（風速9m/秒）		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震	
想定地震	地震の規模及び タイプ等		規模	マグニチュード8.1	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0
			タイプ	活断層（地震調査研究推進本部（2005）による）	活断層（熊原・近藤（2009）による）	活断層（新編日本の活断層（1991）及び活断層デジタルマップ（2002）による）
			震度分布	県南西部を中心に震度6強の範囲が大きく広がり、震度7の地点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がっている。	県南東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在する。	県北東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在している。
物的被害	建物被害		全壊棟数	59,044 棟	21,897 棟	341 棟
			半壊棟数	133,317 棟	53,151 棟	1,374 棟
			合計	192,361 棟	75,048 棟	1,715 棟
			焼失棟数	12,968 棟	4,146 棟	0 棟
	交通施設	道路の到達圏	県庁から車での到達時間（地震前）	0.5 時間 （高崎市役所まで）	1.0 時間 （太田市役所まで）	1.5 時間 （片品村役場まで）
			県庁から車での到達時間（地震後1か月間）	1.0 時間 （高崎市役所まで）	1.5 時間 （太田市役所まで）	3.0 時間 （片品村役場まで）
	鉄道橋脚		損壊（運行不能）	6 箇所	3 箇所	0 箇所
	ライフライン	上水道	断水世帯数	482,024 世帯	217,423 世帯	1,520 世帯
		下水道	被災人口	37,143 人	15,773 人	694 人
		都市ガス	供給停止戸数	51,840 戸	29,657 戸	0 戸
		LPガス	被害件数	4,690 件	2,343 件	29 件
		電力	停電率	11.8 %	4.7 %	0.022 %
通信		不通回線数	15,041 回線	4,763 回線	15 回線	
人的被害	死者数		揺れ（全壊・半壊）	2,271 人	959 人	3 人
			（うち屋内収容物の転倒等）	(65) 人	(29) 人	— 人
			ブロック塀等の転倒	15 人	9 人	— 人
			屋外落下物	— 人	0 人	0 人
			土砂災害	130 人	17 人	11 人
			火災	239 人	68 人	0 人
			小計	2,655 人	1,054 人	14 人
	負傷者数		揺れ（全壊・半壊）	13,689 人	6,205 人	44 人
			（うち屋内収容物の転倒等）	(1,153) 人	(595) 人	(11) 人
			ブロック塀等の転倒	535 人	322 人	15 人
			屋外落下物	1 人	— 人	0 人
			土砂災害	163 人	22 人	13 人
			火災	722 人	282 人	0 人
			小計	15,109 人	6,831 人	72 人
死傷者数合計		17,764 人	7,884 人	86 人		

群馬県地震被害想定調査結果一覧表 冬の18時(2)

条件	冬の18時(風速9m/秒)		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震
人的被害	避難者数	直後	253,918 人	108,471 人	766 人
		1日後	543,589 人	244,864 人	766 人
		2日後	536,871 人	241,244 人	766 人
		4日後	340,820 人	149,389 人	766 人
		1ヵ月後	262,270 人	108,471 人	766 人
	帰宅困難者数	群馬県内	146,100 人	104,401 人	0 人
直接経済被害	建物	住宅	18,178 億円	7,190 億円	169 億円
		家財	8,998 億円	3,737 億円	41 億円
		償却資産	1,696 億円	696 億円	8 億円
		在庫資産	1,090 億円	448 億円	5 億円
		小計	29,962 億円	12,070 億円	223 億円
	ライフライン	上水道	124 億円	53 億円	1 億円
		下水道	1,229 億円	516 億円	30 億円
		都市ガス	114 億円	65 億円	0 億円
		LPガス	10 億円	5 億円	— 億円
		電力	150 億円	60 億円	— 億円
		小計	1,627 億円	700 億円	31 億円
	交通施設	道路	289 億円	31 億円	6 億円
		鉄道	265 億円	63 億円	0 億円
		小計	554 億円	94 億円	6 億円
	経済被害合計		32,143 億円	12,864 億円	260 億円
その他	食料・飲料水 過不足量(△が不足)	食料 (1日後)	1,118,699 食	944,606 食	647,100 食
		飲料水 (1日後)	1,039,374 リットル	656,827 リットル	222,682 リットル
	震災廃棄物	重量(木造+非木造)	877.9 万トン	366.1 万トン	8.4 万トン

※1 数値は、小数点以下で四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※2 「—」は、0.5未満の数値を表しています。

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の選定基準

- (1) 大規模地震発生後に県が実施しなければならない応急業務に加え、発生後においても継続の優先度が高い通常業務を非常時優先業務として選定する。
- (2) 非常時優先業務のうち、応急業務については、地域防災計画の規定により、災害対策本部各班の事務分掌に基づき実施する。
- (3) 継続の優先度の高い通常業務の選定方法は、各所属の業務の中から、大規模地震発生からの経過時間ごとに業務の中断や業務開始の遅延が県民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響度の評価を行い、発災後、7日以内に着手する必要がある、かつ目標レベルに到達しない場合に社会的影響が相当程度発生する業務（次頁の別表「影響度区分」の「影響度大」に区分される業務）を非常時優先業務とする。

2 非常時優先業務以外の通常業務

各所属等は、限られた人的・物的資源を非常時優先業務に投入し、業務を継続できるよう、影響度中以下の非常時優先業務以外の通常業務（次頁の別表「影響度区分」の「影響度中」及び「影響度小」に区分される業務）を一時的に休止・縮小するものとする。

3 影響度の判断の視点

(1) 休止等による社会的影響の有無

- ① 県民の生命・安全の保持に支障があるか。
- ② 県民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
- ③ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

(2) 県の他の業務への影響の有無

休止・中断により、県機能や災害対策本部等の業務に支障があるか。

(3) 法令上の処理期限等の有無

法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

4 非常時優先業務実施（再開）の目標時間の考え方

- (1) 選定した非常時優先業務について、業務の必要性、緊急性等の観点から、大規模地震発生後、業務実施（再開）の目標時間を設定し、業務執行の進行管理の目安とする。
- (2) 非常時優先業務は、着手と同時に業務実施（再開）となる場合と着手後、準備時間（準備や他業務の待機など）を経て業務実施（再開）となる場合がある。

別表：影響度区分

区分	内 容
影響度大	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。 社会的な批判が発生し、過半以上の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
影響度中	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより社会的影響が発生する。 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると考ええる。
影響度小	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する。 しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると考ええる。

※内閣府（防災担当）「中央省庁業務継続ガイドライン・第3版（令和4年4月）」の基準及び「新潟県業務継続方針（平成22年3月）」を参考に作成

第4章 業務執行体制の確保

勤務時間外の大規模地震発生時には、職員自身やその家族の被災、交通の途絶等が予想され、平常時のようなスムーズな参集は見込めない。

このため、各所属においては、これらの状況も考慮しつつ、必要な人員の確保、適切な配置など非常時優先業務を執行するための体制確保を行う必要がある。

以下においては、各所属において参集可能人員を想定するための考え方を掲載する。

各所属においては、これらの考え方をもとに算出された参集可能人員数を勘案しつつ、非常時優先業務を継続して執行するための計画を策定する。

また、所属長等の決裁権者へ連絡が取れない場合などを想定し、代決者や意思決定過程を明確にする。

1 参集可能人員についての考え方

(1) 地震の発生1時間後の参集の考え方

毎時3kmの速さの連続歩行で参集すると考え、通勤距離が3km以内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷、救出・救助活動の従事等のため約2割が参集できない。したがって、3km以内の職員のうち約8割が参集可能。

(2) 地震の発生3時間後の参集の考え方

毎時3kmの速さの連続歩行で参集すると考え、通勤距離が9km以内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷、救出・救助活動の従事等のため約2割が参集できない。したがって、9km以内の職員のうち約8割が参集可能。

(3) 地震の発生12時間後の参集の考え方

20kmを越えると帰宅困難者になるとの想定があることから、通勤距離が20km圏内の職員が参集可能。しかし、3時間後の参集の考え方と同様の理由で2割が参集できない。したがって、20km圏内の職員のうち約8割が参集可能。

(4) 地震の発生1日後の参集の考え方

12時間後と同じ考え方をとる。

(5) 地震の発生3日後の参集の考え方

12時間後と同じ考え方をとる。

(6) 地震の発生3日より後の参集の考え方

地震の発生3日以降、公共交通機関等は徐々に回復し、20kmを越える職員も徐々に参集可能。7日目には、職員及び家族の死傷等により、約1割が参集できないことを仮定し、全職員の約9割が参集可能。3日後から7日までの間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算。

※ 「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版」(平成22年4月内閣府(防災担当))に記載されている、国土交通省における参集予測の考え方及び各都道府県策定の業務継続計画における参集予測の考え方を参考とした。

以上の考え方を踏まえ、各地域ごとの事務所への職員参集想定を資料1「職員の参集想定」に示す。

2 意思決定機能の明確化

所属長等の決裁権者へ連絡が取れない場合などを想定し、群馬県事務委任規則、同事務専決規程、同処務規程、同財務規則等で定める代決の規定に基づき、代決者や意思決定過程を明確にしておく。

【参考1】職員の非常参集体制

発災時の適切な職員配置を行うため、地域防災計画における次の配置基準等に基づき、非常参集を行う。

動員区分	動員規模	適用基準
初期動員	各所属の約10%に相当する人数	災害対策本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。
1号動員	各所属の約25%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急活動対策を実施する必要があるとき
2号動員	各所属の約50%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急活動対策を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足する。
3号動員	全職員	災害対策本部を設置し、各種の応急活動対策を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて県の総力を挙げて対応する必要があるとき。

※上記体制のほか、勤務時間外においては、危機管理課、消防保安課で、宿日直の体制を取っている。

【参考２】緊急登庁員

緊急登庁員は、勤務時間外の大規模地震等の災害の発生により、多数の職員が登庁できず又は登庁が遅れる事態が発生したときに登庁して、危機管理課の職員を補助して災害対策本部の立ち上げ等に従事する。

地域防災センターグループは、必要に応じ、同センターに備蓄されている非常食料等応急物資の搬出にも従事する。

※ 緊急登庁員は、県庁又は県地域防災センターから概ね 2 km 以内に居住している職員の中から指名。

- ・ 県庁に登庁する「県庁グループ」定数 20 人
- ・ 地域防災センターに登庁する「地域防災センターグループ」定数 20 人

第5章 業務執行環境の整備

非常時優先業務を実施するためには、職員参集、災害対策本部運営などの業務継続体制が確保されているだけでなく、電力、通信、情報システム等の庁舎機能が維持されている必要がある。

このため、災害対策本部を設置する本庁舎及び地方部を設置する合同庁舎を中心に、必要となる庁舎機能等の維持について整理する。また、本庁舎及び合同庁舎以外の庁舎においても、必要な資源確保のための取組を進める。

1 庁舎

(1) 現状

- ・ 県庁舎および議会議事堂は平成11年の竣工であり、昭和56年に改定された耐震基準で建設されているため、建物自体に大きな影響はない。なお、県庁舎が使用できない場合は、前橋合同庁舎の敷地内にある「群馬県地域防災センター」を代替施設として活用し、被害状況に応じて使用可能なその他県有施設等の活用も検討する。
- ・ 昭和庁舎については昭和3年の竣工であるが、平成13年に耐震改修工事が完了しているため建物自体に大きな影響はない。
- ・ 各合同庁舎（別館・会議棟等含む）のいずれも、昭和56年以降の新耐震基準で建設されているか、耐震改修済みであるため、建物自体に大きな影響はない。

2 電力

(1) 現状

①県庁舎

- ・ 電力会社からの電力供給については、二重化（同一の変電所から常用、予備の2回線受電）を図っている。
- ・ 電力会社からの電力供給が停止した場合は、直ちに非常用発電機が起動し電力を供給する。
- ・ ただし、非常用発電機が起動することにより自動的に電力が供給される設備は限定されており、発電機運転により即使用可能な照明やコンセントは限定される。
- ・ 非常用発電機の燃料タンクは、発電機を定格出力で3日間（72時間）運転できる容量を備えている。
- ・ 非常用発電機の燃料は、年度ごとに単価契約を締結しており、契約業者に随時、補給を依頼することができるとともに、県石油協同組合との災害時の協定に基づき、優先的に運搬・供給される。
- ・ 災害対策本部室・防災行政無線室については、コンセントはほとんどが非常用発電時に即使用可能であるが、一部使用出来ないコンセントも

ある。照明は、会議等に支障ない程度の照明が使用できる。

- ・ 一般執務室については、フロアーコンセントは非常用発電時は即使用可能であるが壁コンセントは使用できない。照明は執務室中央１列のみ点灯可能。
- ・ 県民ホールは、コンセントのうちイベント用分電盤は非常用発電時に即使用できるが、その他のコンセントは使用できない。照明は非常用発電時に即点灯できる照明はなく、避難用の非常用照明のみが点灯する。
- ・ 非常用発電時でも地下３階電気室及び３３階電気室で手動操作によりしゃ断機操作を行えば、すべての照明、コンセントを使用可能にすることができる。

②各合同庁舎

- ・ 各合同庁舎が保有する非常用発電設備の状況は、次表のとおり。

合同庁舎	油種	タンク容量(L)	平時の保管量(L)	連続運転時間(H)	摘要
前橋	軽油	60	48	2.5	非常用照明他
渋川	軽油	190	150	19.7	防災行政無線用
伊勢崎	軽油	190	190	19.7	防災行政無線用
高崎	軽油	190	175	19.7	防災行政無線用
藤岡	軽油	190	140	19.7	防災行政無線用
富岡	灯油	4,000	4,000	28	庁舎電力供給・防災設備用
	軽油	500	500	72	庁舎（保福）用
中之条	軽油	190	142	19.7	防災行政無線用
利根沼田	灯油	20,000	18,000	72	庁舎電力供給・防災設備用
太田	軽油	190	190	19.7	防災行政無線用
桐生	軽油	190	142	19.7	防災行政無線用
館林	軽油	190	142	19.7	防災行政無線用

※防災行政無線用の非常用発電設備の連続運転時間は満タン時の値

・ その他特記事項

合同庁舎	現状
富岡 利根沼田	・ 電力会社からの電力供給が停止した場合は、直ちに非常用発電機が起動し電力を供給する。 ・ ただし、非常用発電機が起動することにより自動的に電力が供給される設備は限定されており、即使用可能な照明やコンセント、空調も限定される。 ・ 防災行政無線室及び一部の執務室については、照明・コンセント・空調が非常用発電時に即使用可能である。 ・ バッテリー式の補助照明は点灯するが、稼働時間は30分程度となるため、日没後の業務継続は不可能である。 ・ 大会議室・県民ホールは、照明・空調が即使用可能であるが、コンセントの一部は使用できない。 ・ 富岡合庁については電話が使用可能である。 ・ 非常用発電機の燃料タンクは、発電機を定格出力で、富岡合庁については1日間（28時間）、利根沼田合庁については3日間（72時間）運転できる容量を備えている。 ・ 非常用発電機の燃料は、県石油協同組合との災害時の協定に基づき、優先的に運搬・供給される。

（２）対応等

①県庁舎

- ・ 電力会社からの電力供給の停止が長時間に及ぶ場合は、非常用発電中でも全ての照明、コンセントが使用できるように電気室でのしゃ断器手動操作を行う。
- ・ 全ての照明コンセントを使用可能とした場合は非常用発電機の負荷の低減及び燃料節約のため不要箇所の消灯、不要機器の電源オフを徹底する。

②各合同庁舎

- ・ 合同庁舎ごとに非常用発電設備の保有状況に差異があるが、大規模災害等の発生により電力会社からの電力供給が停止した場合を想定し、太陽光発電設備や電気自動車又は可搬型発電機などの非常用電源の確保を検討する必要がある。
- ・ 非常用発電設備から給電される電源コンセントは防災行政無線の稼働時間確保の観点から他の用途で使用すべきではない。

・ その他特記事項

合同庁舎	現状
前 橋	・ 太陽光発電設備（１６．５ｋＷ）、蓄電池（１５ｋＷ）設置。 ・ 執務室の一部の照明、コンセントが使用可能。
藤 岡 桐 生	・ 太陽光発電設備（２０ｋＷ）、蓄電池（３０ｋＷ）設置。 ・ 執務室の一部の照明、コンセントが使用可能。
富 岡	・ 土木事務所管制室においては、可能な限り省電力化を図りながら、業務を行う。 ・ 継続不可欠の業務にあわせて、必要な施設改修・整備を行う。
利根沼田	・ 太陽光発電設備（４７．５ｋＷ）設置。 ・ 太陽光自立運転コンセント（行政、土木）が使用可能。

３ 通信

（１）現状

① 防災行政無線

- ・ 県庁と県地域機関（行政県税事務所、土木事務所）、市町村、消防（局）本部、防災関係機関（日本赤十字社、放送局、ライフライン機関等）を結ぶ防災行政無線について、転倒防止措置及び非常用発電機から電源確保を行っている。

また、重要部分の予備機器を保有すると共に故障対応について点検業者と保守契約を締結している。

② 電話

- ・ 電話交換機は、地震時も転倒しないよう強固に固定されている。
- ・ 県庁舎は、停電時には非常用発電機から電力供給される。バッテリーを内蔵しており非常用発電機起動までの間も機能停止することはない。
- ・ 県庁舎及び県地域機関は、防災行政無線で結ばれていない関係機関や民間団体との連絡調整に不可欠な災害時優先電話（固定電話）を一定数確保している。（固定電話通信網が被災している場合は使用できない。また、優先されるのは「発信」のみであり、「着信」は優先されない。）
- ・ 県庁内線電話は、防災行政無線にも相互接続されており、地域機関等と防災行政無線経由の電話ができる。

防災行政無線電話の使い方は群馬県職員録に記載されている。

- ・ 県庁の電話交換機には光デジタル回線及びアナログ回線の両方がひきこまれている。
- ・ F A Xは県庁の電話交換機を介さずにそれぞれの所属が回線を引いている。

(2) 対応等

① 防災行政無線

- ・ 防災行政無線に障害が発生した場合は、保守契約に基づき、予備機器による対応を含め、速やかに復旧対応を行う。
- ・ 復旧に要するまでの間は、相互に災害時優先電話を利用する。
- ・ 復旧が長期に及ぶことが予想される場合は、IP トランシーバや衛星携帯電話の仮設を行う。

② 電話

- ・ 災害発生時は必要に応じて、N T T 東日本に災害時優先電話の臨時増設を要請し、その他の電気通信事業者に衛星携帯電話やP H S等の貸出し、要請する。
- ・ 庁内電話設備に障害が発生した場合は、保守委託業者に復旧のための緊急対応を依頼する。

4 情報システム

(1) 現状

- ・ 各業務で用いられている情報システムについては、転倒や停電等により停止してしまうシステムが生じることが想定される。
- ・ 県庁情報通信ネットワーク（県庁内L A N、インターネット、L G W A N）は、制御する機器に転倒防止策を実施しており、非常用発電機からの電源供給等の停電対策が整っている。
しかし、県庁舎と地域・専門機関等を結ぶW A N回線が切断されるなどの障害発生が懸念される。また、地域・専門機関等の庁舎には、非常用発電機を備えていないところもあるため、停電によりネットワークが利用できなくなる拠点が発生することも想定される。
- ・ 停電時においても非常用発電機（防災行政無線用）により使用可能である防災情報システムは県庁関係課、行政県税事務所、土木事務所、市町村、消防（局）本部、防災関係機関（日本赤十字社、放送局、ライフライン機関等）に端末が導入されている。

(2) 対応等

- ・ 業務の遂行に必要な情報システムの代替手段の確保や、情報システムの復旧に必要な体制等を定めておく。
- ・ 庁舎間を結ぶW A N回線が切断された場合は、通信ルート変更等により早期の復旧を図るよう通信事業者に依頼する。停電により拠点のネットワークが利用できなくなった場合、復旧するまでの間は、防災行政無線等の通信可能な代替手段により連絡を行う。

5 執務環境等

(1) 現状

① 執務室

- ・ 県庁舎の執務室内においては、ほとんどのロッカーで転倒防止対策が行われているが、各合同庁舎においては、転倒防止対策が行われていないロッカーもある。
- ・ 机上の書類、パソコン等の落下及び一部の非固定式ロッカーの転倒により、執務室が乱雑となることが想定される。

② トイレ、飲料水・食料

ア 県庁舎

- ・ 上水道は地下3階の上水受水槽で一旦受水し、低層用、中層用、高層用のそれぞれの高架水槽へ受水槽からポンプで給水し、各所の蛇口に供給している。ポンプは非常用発電機から電源供給される。
- ・ トイレを流す水（雑用水）は地下水を利用している。ポンプは非常用発電時も電源が供給される。
- ・ 飲料水・食料については、職員は持参することとしている（災害時等職員アクションマニュアル携行品リスト参照）ほか、初期動員用に約2,000食を備蓄している。

イ 各合同庁舎

合同庁舎	トイレ		飲料水タンク	備考
	水洗の断水時の使用の可否	仮設トイレ等の設置の可否		
前橋	使用不可	設置可		地域防災センター機能を除く
渋川	使用不可	設置可	受水槽 7.5 m ³	停電でなければ受水槽分利用可
伊勢崎	使用不可	設置可	受水槽 60 m ³ × 1	停電でなければ受水槽分利用可
高崎	使用不可	設置可	受水槽 9 m ³ × 1 基	停電でなければ受水槽分利用可
藤岡	使用不可	土地の利用については差し支えない。 給水・排水機能の無い簡易なトイレであれば設置可。		
富岡	使用可	設置可	貯水槽 30 m ³	非常用発電により、給排水、浄化槽は稼働できるため、飲料水・トイレは利用は可能だが、断水時は貯水槽容量の30立米までとなる。
中之条	使用不可	設置可	受水槽 4 m ³ × 1 基	停電でなければ受水槽分利用可
利根沼田	地下水利用のため使用可能。 ※非常用発電稼働時も揚水ポンプは稼働するため使用可能。 ただし、男子小便器、身障者用トイレ等センサー流水式の箇所はで非常用発電回路未接続のため使用不可。	設置不可	受水槽 15 m ³ 高架水槽 6 m ³ ※非常用発電稼働時は揚水ポンプ稼働。	
太田	使用不可	土地の利用については差し支えない。 給水・排水機能の無い簡易なトイレであれば設置可。	受水槽 12 m ³ 1 基	マンホールトイレの設置については、下水道に汚物を流す場合、別途配管工事等が必要。 停電でなければ受水槽分利用可。
桐生	使用不可	土地の利用については差し支えない。 給水・排水機能の無い簡易なトイレであれば設置可。		マンホールトイレの設置については、下水道に汚物を流す場合、別途配管工事等が必要。
館林	使用不可	土地の利用については差し支えない。 給水・排水機能の無い簡易なトイレであれば設置可。	受水槽 0.5 m ³ 1 基 3 階用	マンホールトイレの設置については、下水道に汚物を流す場合、別途配管工事等が必要。 停電でなければ 3F は受水槽分利用可

※各合同庁舎にも、県庁舎と同様初期動員用に、飲料水・食料を備蓄している。

(2) 対応等

① 執務室

- ・ 群馬県庁消防計画により、各執務室の火元責任者が日頃から閉鎖障害等に係る検査を実施し、地震発生時の混乱を最小限とすることとしている。
- ・ 各合同庁舎においても、執務環境に配慮した対策を行うこととする。

② トイレ、飲料水・食料

- ・ トイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置など必要な対策を講じる。
- ・ 飲料水・食料については、職員は持参することとしている（災害時等職員アクションマニュアル携行品リスト参照）ほか、群馬県災害時等職員用備蓄物資取扱要領に基づき必要数量を確保していく。

6 ガス

(1) 現状

① 県庁舎

- ・ 空調用の冷水、温水をつくるための吸収式冷温水機で都市ガスを使用している。
- ・ 夜間の電力消費の少ない時間に電力で冷水を作るターボ冷凍機、冷水温水の両方を作ることができるヒートポンプチャラーで夜間蓄熱を行い昼間利用できる設備となっているが、蓄熱中の夜間及び昼間不足する分を吸収式冷温水機により賄っている。
- ・ サーバー室、通信機械室等の熱が発生する機器の冷却のため、年間を通して冷水は必要となる。
- ・ ガスについては、供給がしばらく停止する可能性がある。
- ・ 吸収式冷温水機 4 台のうち 2 台は、燃料をガスと重油とで切り替えることができる。
- ・ 吸収式冷温水機に用いる重油は、非常用発電機と燃料タンクを共用している。

② 各合同庁舎

合同庁舎	現状
前橋	・ガス設備は、家畜保健衛生課、シャワー用給湯、調理実習室給湯、土壌診断室給湯及び一般検査室で使用している。ガス供給がされなくなった場合、家畜伝染病予防・まん延防止業務（検査業務）への影響がある。
渋川	・ガス設備は、シャワー用給湯のみであり、供給が途絶えた場合でも業務継続への影響はほとんどない。
伊勢崎	・庁舎内にガス設備を整備していないため、業務継続に影響はない。
高崎	・庁舎内にガス設備を整備していないため、業務継続に影響はない。
藤岡	・ガス設備は、シャワー用給湯のみであり、供給が途絶えた場合でも業務継続への影響はほとんどない。
富岡	・ガス設備はシャワー用給湯と保健福祉事務所クリニック部分のガスコンロ等のみであり、供給が途絶えた場合でも業務継続への影響はほとんどない。
中之条	・ガス設備は理髪室給湯のみであり、供給が途絶えた場合でも業務継続への影響はほとんどない。
利根沼田	・プロパンガスを使用。ガス供給がされなくなった場合、家畜保健検査棟での家畜伝染病予防・まん延防止業務（検査業務）への影響がある。
太田	・ガス設備は会議用庁舎設置のシャワー室用給湯と本庁舎設置の理髪室給湯のみであり、供給が途絶えた場合でも業務継続への影響はほとんどない。
桐生	・ガス設備は給湯室給湯、理髪室給湯のみであり、供給が途絶えた場合でも継続業務への影響はほとんどない。
館林	・ガス設備は給湯室及び農業指導センターの調査室（容器洗浄用）の給湯のみであり、供給が途絶えた場合でも業務継続への影響はほとんどない。

(2) 対応等

- ・ ガス会社からのガス供給が停止した場合は、重油でも運転できる吸収式冷温水機2台を重油で運転する。
- ・ 運転できる冷温水機の台数が通常時より少ないこと、及び燃料の節減のため、空調を行う範囲をサーバー室等機器の機能維持上冷房が必要な箇所、及び重要箇所に極力限定する。

7 駐車場

(1) 現状

県庁舎

地震発生時に機械式駐車装置を作動させると、装置内の機械の損傷や車両の位置ずれなどで、大きな二次的災害に発展する可能性がある。このため、2種類の地震計による地震検知時の安全停止機能が設定されている。

(2) 対応等

強い揺れを観測した場合には、専門技術者による点検が終わり安全性が確認されるまでは、屋外駐車場及び北駐車場のみを使用することとする。

8 事務用品等

(1) 現状

事務用品（コピー用紙、プリンタートナーやコピー機のカートリッジなど）やその他の消耗品について各所属で、必要に応じて随時購入している。

(2) 対応等

事務用品や消耗品は業務継続に不可欠なものであるが、これらも、発災後に事業者から供給されない状況があり得るため、各所属において、少なくとも1～2週間程度の在庫を常に維持するよう計画的に購入する。

第6章 計画の推進

1 計画の周知徹底

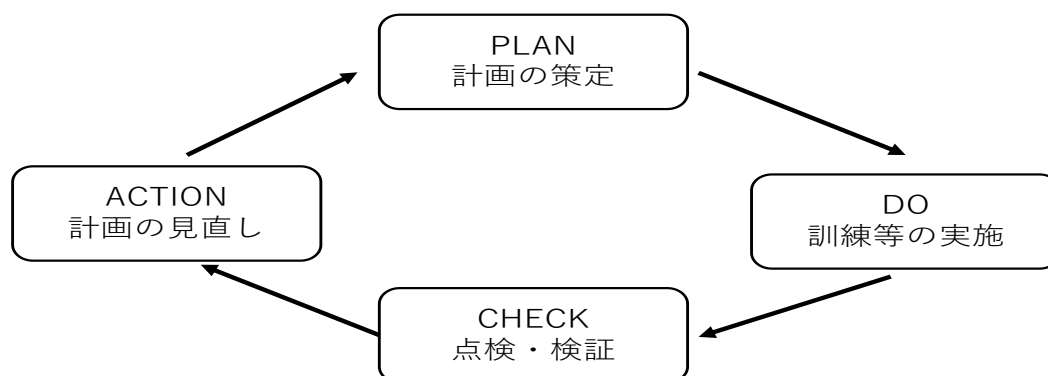
大規模災害時等に非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施し、県民生活の安定を図るため、各部局等は、平常時から本計画内容を共有・習熟し、業務執行体制の確保に向けた取組を進める。

また、各部局等においては、職員全体が非常時優先業務の重要性を認識できるよう訓練等の機会を活用し、本計画内容の周知徹底を図るものとする。

2 計画の継続的改善

本計画の実効性を高めるため、組織改正、業務内容の変更、人事異動、施設設備の変更があった場合に必要な改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じて、新たな課題等の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、必要な改善を加えるとともに、内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指すものとする。

<本計画の継続的改善のイメージ：PDCAサイクル>



3 業務マニュアル等の作成

本計画の実効性を高めるため、あらかじめ具体的な実施手順、実施内容等を定めた業務マニュアルを策定することとする。なお、非常時優先業務のうち、応急業務については、平成24年10月に策定した「群馬県災害対策本部各班における応急業務マニュアル」を必要に応じて見直すこととする。

また、継続の優先度が高い通常業務に係る具体的な実施手順等についても、各所属において、今後、業務マニュアル等の整備を進めるとともに、必要に応じて見直すこととする。

職員の参集想定

上段: 参集可能職員数／下段: 職員参集率
(職員参集率=参集可能職員数／災害対策本部又は各地方部の各所属で非常参集の対象となる職員数)

	発災後経過時間					
	1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日
災害対策本部(県庁)	298人	888人	1370人	1370人	1370人	1814人
	15%	44%	68%	68%	68%	90%
前橋地方部	15人	70人	155人	155人	155人	204人
	7%	31%	68%	68%	68%	90%
渋川地方部	8人	42人	126人	126人	126人	171人
	4%	22%	66%	66%	66%	90%
伊勢崎地方部	13人	57人	147人	147人	147人	193人
	6%	27%	69%	69%	69%	90%
高崎地方部	20人	82人	180人	180人	180人	227人
	8%	33%	71%	71%	71%	90%
藤岡地方部	9人	45人	129人	129人	129人	171人
	5%	24%	68%	68%	68%	90%
富岡地方部	10人	47人	110人	110人	110人	178人
	5%	24%	56%	56%	56%	90%
吾妻地方部	15人	18人	30人	30人	30人	148人
	9%	11%	18%	18%	18%	90%
利根沼田地方部	10人	29人	46人	46人	46人	140人
	6%	19%	29%	29%	29%	90%
太田地方部	10人	34人	102人	102人	102人	197人
	5%	16%	47%	47%	47%	90%
桐生地方部	16人	41人	90人	90人	90人	174人
	8%	21%	47%	47%	47%	90%
館林地方部	10人	31人	81人	81人	81人	181人
	5%	15%	40%	40%	40%	90%

【参考】複数の地方部に編成される地域機関の職員はそれぞれの地方部に計上されています。

各部局等の継続業務等分類表

災害対策本部班名	所属名	応急業務	業務継続の優先度が高い通常業務	必要人数	継続開始時期		
					1日以内	3日以内	1週間以降

群馬県地域防災計画規定の各災害応急対策の実施タイムスケジュール【震災対策編】

○群馬県地域防災計画において群馬県が実施することとされている災害応急対策について、実施すべき業務内容の概観を時系列で示した。
○基本的には、群馬県において実施する災害応急対策について定めているが、主に市町村等県以外の機関が実施する内容であっても、県担当部局(所属)が広域支援等の観点から記載されている場合がある。特に市町村が中心となって実施することが予想される部分については、計画節名の前に※をつけた。

No	現行計画 ページ	計画の節名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内	発災から24時間以内	発災から72時間以内(3日以内)	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	主な県担当部局(所属)等
1	104	災害情報の収集・連絡	県施設(防災拠点等)状況把握	県管理(道路・河川・砂防)施設状況把握			県施設被災状況把握	道路等公共土木施設の復旧状況			県(危機管理課ほか)
			火災の発生状況把握				インフラ被害等の取りまとめ	農地・農業用施設の被災状況			
			人的被害、住家被害、孤立化集落等の把握								
				避難者数・内訳の把握							
				医療機関の被災状況・受入可否	市町村被災状況把握						
2	119	通信手段の確保	防災行政無線の疎通確認								総務部 (危機管理課、財産有効活用課)
			被災地との通信インフラ確認								
				非常通信の取扱い要請	アマチュア無線に協力要請						
3	121	災害対策本部の設置	災害対策本部の設置	第2回本部会議の開催				本部組織の見直し再編			県(全庁)
			第1回災害対策本部会議の開催	現地災害対策本部等の設置							
			関係機関連絡員の受入体制整備								
4	140	職員の非常参集	職員の登庁(夜間・休日)	職員配備体制の強化							県(全庁)
			職員の非常配備								
			職員の安否確認								
			稼働可能職員数の確認								
5	143	広域応援の要請	緊急消防援助隊派遣要請								総務部 (危機管理課、消防保安課)ほか
			消防応援活動、調整本部の設置								
			応援要請の準備	応援協定に基づく応援要請(他県等)							
6	148	自衛隊への災害派遣要請	自衛隊に対する派遣要請準備	自衛隊に対する派遣要請活動拠点の調整	救援活動の実施						総務部(危機管理課)
				被災状況の把握							
7	154	※救助・救急活動	初期救急救助活動の実施	重傷者等の搬送	緊急消防援助隊による救助活動						総務部 (危機管理課、消防保安課)ほか
				消防等による救助活動							
8	158	医療活動	医療機関の被災状況受入可否	救護所の設置	負傷者等の状況、救護所の設置状況把握		医療関係ボランティアの把握				総務部(危機管理課、消防保安課)、健康福祉部(医療課、業務課)、病院局
			救護職員の招集								
				関係団体への要請							
			DMAT待機要請	DMATの派遣				医療救護班の派遣			

群馬県地域防災計画規定の各災害応急対策の実施タイムスケジュール【震災対策編】

○群馬県地域防災計画において群馬県が実施することとされている災害応急対策について、実施すべき業務内容の概観を時系列で示した。
 ○基本的には、群馬県において実施する災害応急対策について定めているが、主に市町村等県以外の機関が実施する内容であっても、県担当部局(所属)が広域支援等の観点から記載されている場合がある。特に市町村が中心となって実施することが予想される部分については、計画節名の前に※をつけた。

No	実行計画 ページ	計画の節名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内	発災から24時間以内	発災から72時間以内(3日以内)	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	主な県担当部局(所属)等
9	163	※消火活動	初期消火 地域の防災力による消火	県内広域応援による消火	緊急消防援助隊による消火						・総務部(消防保安課)
10	164	交通の確保		被災状況の調査(着手目標)	緊急輸送ネットワークの確保(着手目標)						・知事戦略部(交通イノベーション推進課)・総務部(危機管理課、消防保安課)、県土整備部(道路管理課、道路整備課)
11	169	緊急輸送		医療物資・人員、患者等搬送 緊急通行車両確認事務の執行体制の確立	食料等の輸送						・知事戦略部(交通イノベーション推進課)・総務部(危機管理課、消防保安課)、県土整備部(道路管理課、道路整備課)
12	174	※避難誘導	屋外への待避 危険地域からの自主避難	指定避難所への避難	住民待避			災害時要援護者の移動			・総務部(危機管理課) ・県土整備部(河川課、砂防課等)
13	178	※避難所の開設・運営		避難所の開設	避難者数・内訳の把握 日用品の提供 災害時要援護者用別室・別施設の確保	防災関係機関への支援要請 仮設トイレ設置			避難所の閉鎖・期間延長の検討		・総務部(危機管理課)ほか
14	182	応急仮設住宅等の提供					公営住宅の空室提供・空室情報広報 民間賃貸住宅のあっせん・紹介	被災戸数の確定 供与対象者の確定	仮設住宅の供与		・総務部(危機管理課)、県土整備部(建築課・住宅政策課)
15	189	※食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給		食料供給量の把握 避難所備蓄物資による対応	県備蓄供給体制構築	調達食の配給 協定等に基づく食料等の調達 避難所へ寝具、日用品	広域応援要請	炊き出し等による食料の供給			・総務部(危機管理課)、健康福祉部(食品・生活衛生課)、農政部(ぐんまブランド推進課)、産業経済部(地域企業支援課)
16	192	※保健衛生活動					避難場所環境整備 健康相談の実施 し尿収集開始	ごみ収集開始 保健師の派遣	がれき等の収集 広域応援要請		・健康福祉部(庶務課、食品・生活衛生課)、環境森林部(廃棄物・リサイクル課)
17	194	防疫活動				緊急食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導		感染症予防対策			・健康福祉部(感染症・疾病対策課)

群馬県地域防災計画規定の各災害応急対策の実施タイムスケジュール【震災対策編】

○群馬県地域防災計画において群馬県が実施することとされている災害応急対策について、実施すべき業務内容の概観を時系列で示した。
 ○基本的には、群馬県において実施する災害応急対策について定めているが、主に市町村等県以外の機関が実施する内容であっても、県担当部局(所属)が広域支援等の観点から記載されている場合がある。特に市町村が中心となって実施することが予想される部分については、計画節名の前に※をつけた。

No	実行計画 ページ	計画の節名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内	発災から24時間以内	発災から72時間以内(3日以内)	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	主な県担当部局(所属)等
18	196	※行方不明者の探索及び遺体の処置			遺体等の探索		霊柩車、棺、骨壺等の確保	遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等			健康福祉部(食品・生活衛生課)
							火葬場の被災状況、受入可否確認	火葬の広域的な調整			
19	198	広報・広聴活動		被害状況の定期的な広報		インフラ等状況の広報			ボランティア等に関する情報発信		・知事戦略部(メディアプロモーション課)、生活こども部(県民活動支援・広聴課)
20	201	物価の安定及び消費者の保護						需給状況の監視及び指導			・生活こども部(消費生活課)
21	203	公共土木施設の応急復旧		被災状況の調査(着手目標)	応急復旧						・県土整備部
22	208	二次災害の防止活動			被災地域・被災建築物の把握						・県土整備部(建築課)ほか
					応援要請		被災建築物応急危険度判定				
							被災宅地地域の把握				
							応援要請	被災宅地危険度判定			
23	210	ボランティアの受入れ					ボランティアニーズの把握	県災害時救援ボランティア連絡会議の招集 県災害ボランティアセンターの設置 市町村災害ボランティアセンター運営支援等			・生活こども部(県民活動支援・広聴課)
							※ボランティアニーズの把握	※市町村災害ボランティアセンターの設置			
24	212	義援物資・義援金の受入れ						義援金等の受付開始			・健康福祉部(健康福祉課)
25	214	※要配慮者の災害応急対策		地域協力による誘導・集団避難	避難状況の把握	社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認	社会福祉施設等への緊急入所				・総務部、地域創生部、生活こども部、健康福祉部、教育委員会(関係課)
				福祉避難所の開設							
								市町村との協議、災害時多言語情報センター設置・避難所巡回	情報収集、多言語による情報発信、避難所巡回		
26	220	学校の災害応急対策	在校生徒等の避難・安否確認	保護者への安否情報の提供	休校措置の判断・連絡			応急復旧	学用品等の手配		・生活こども部(私学・子育て支援課)、教育委員会(関係課)
			在校生徒等の安全確保	下校できない児童生徒の留め置き	被災箇所への立ち入り検査等の安全対策(二次災害防止措置)			応急危険度判定	学校再開の時期等の判断		
			被災状況の把握と報告	避難所開設・運営協力				通学路の安全確保体制等の確認			
27	222	文化財施設の災害応急対策		被災状況の調査報告	被害拡大防止措置						・地域創生部(文化財保護課)
28	226	災害救助法の適用						被害状況の把握			・総務部(危機管理課)
								災害救助法の適用手続			
								災害救助法による救助			
29	229	動物愛護						動物救護本部の設置			・健康福祉部(食品・生活衛生課)